

6月から熱中症対策が義務化！ ～農作業中の熱中症を予防しましょう～



○はじめに

令和7年6月1日より、事業者に対して熱中症対策をとることが義務化されました。この事業者には、労働者を雇用する農業者（法人・家族経営・個人）も含まれており、労働者への熱中症対策に係る報告体制の整備と制度の周知するよう呼びかけられています。近年国内の熱中症による救急搬送は、気候変動の影響で年々多くなっています。

今後、温暖化が進めば、熱中症による被害が更に増加するおそれがあります。

そこで、厚生労働省は労働者への熱中症対策を義務付ける労働安全衛生規則の改正を行いました。（公布令和7年4月15日、施行令和7年6月1日）

◎ 向こう3カ月の天候の見通し（6～8月）は、全国的に温かい空気に覆われやすく、気温は高いと予想されています。こうした事から熱中症のおそれがある作業者を早期発見し、迅速かつ適切な対処することが必要です。

《対策ポイント》

- ① 暑さを避ける
→高温時の作業は避けましょう。
- ② 小まめな休憩と水分・塩分補給
→喉の渇きを感じる前に補給しましょう。
- ③ 単独作業は避ける
→1人での作業は、出来るだけ避け複数で行いましょう。
- ④ 熱中症対策アイテムの活用
→帽子や吸湿速乾性の衣服や空調服を活用しましょう。
- ⑤ 食べ物からも熱中症対策を行いましょう。
→キュウリ、トマト、スイカ、梅干し、豚肉など



○最後に

農業現場における具体的な対応として『熱中症』対応フローを参考にし、必要事項を記載した張り紙を事務所や作業場に掲示しましょう。

暑い夏を元気に乗り切りましょう。

こちらが「熱中症」対応フローです。

